防地在(事)１６９号
令和３年７月１日

各地方防衛局長　殿

事務次官
（公印省略）

農業等就労阻害に係る補償について（通達）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和４９年政令第２２８号）第１７条ただし書並びに日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令（昭和２８年政令第３５５号。以下「特損法施行令」という。）第３条ただし書及び第５条第２号ただし書に規定する区域（以下「補償対象区域」という。）内において航空機の離陸着陸等のひん繁な実施により農業等の就労を阻害したことによる事業経営上の損失に対する補償（以下「農業等就労阻害補償」という。）に関しては、下記によることとされたので通達する。

記

１　通損区域について

飛行場に係る補償対象区域のうち別図に示す区域及び演習場に係る補償対象区域は、通常損失が生じる区域（以下「通損区域」という。）として取り扱って差し支えないが、その他の区域については、補償すべき損失の有無を十分調査し決定するものとする。

２　補償額の算定について

補償額は、次の算式により算定するものとする。

Ｃ＝Ｐ×（Ｗ×１／６０×Ｈ）×Ｋ

Ｃ：補償額

Ｐ：１時間当たりの労務費

Ｗ：補償対象期間中における所要労働投下時間

Ｈ：１時間当たりの就労阻害の回数

Ｋ：阻害率

別図に示す区域の区分又は別に定める演習場周辺の補償対象区域の区分に応じ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥの区分についてそれぞれ１００％、８０％、６０％、４０％及び２０％とする。ただし、現地の実情を勘案して修正することができる。

なお、飛行場に係る補償対象区域のうち、別図に示す区域外の区域については、実情に応じ、決定するものとする。

３　協議について

特損法施行令第３条ただし書及び第５条第２号ただし書に規定する区域に係る農業等就労阻害補償の事案であって、２により阻害率の修正及び決定を必要とするものは、地方協力局長に協議の上、処理するものとする。

添付書類：別図

別図

農業等就労阻害補償通損区域及び阻害区分図

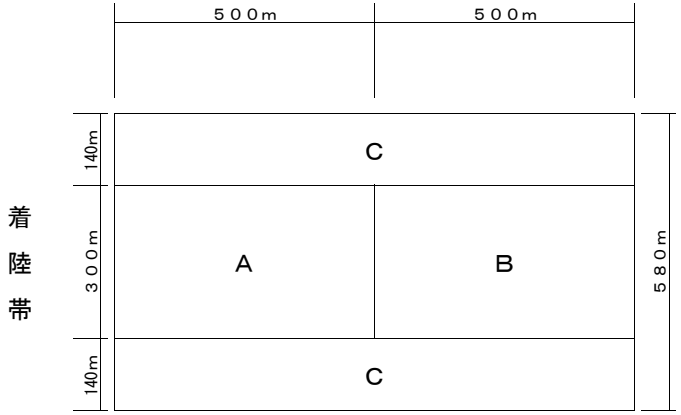

適用飛行場：八戸、入間、美保、芦屋、鹿屋

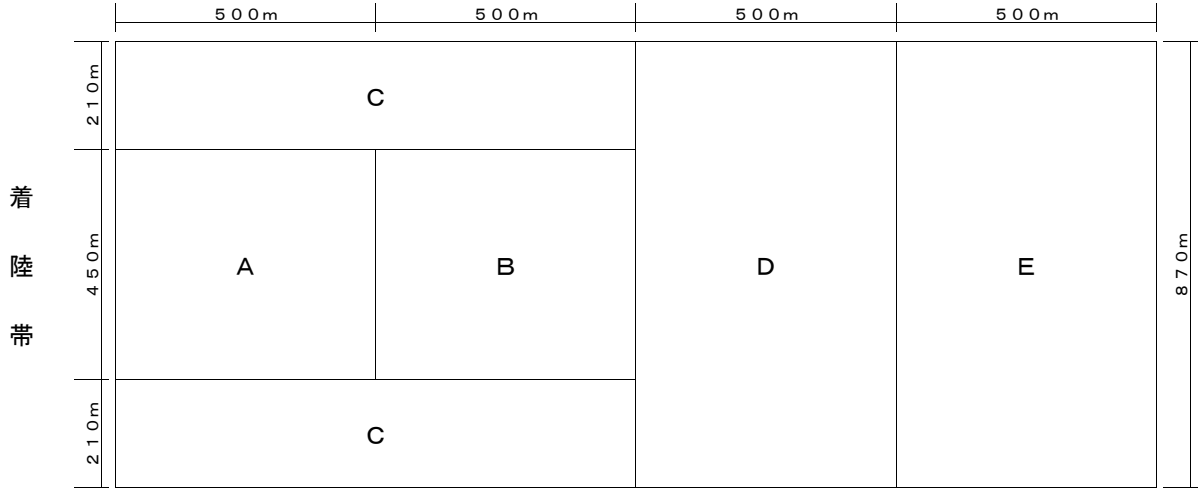

適用飛行場：松島、小松、岐阜、新田原、三沢、横田、岩国、嘉手納

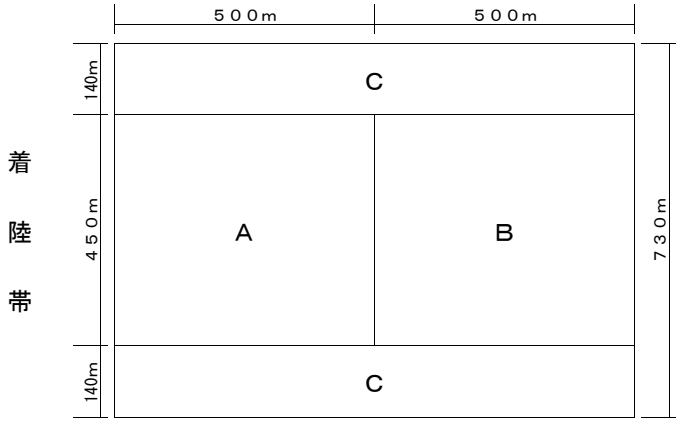

適用飛行場：浜松

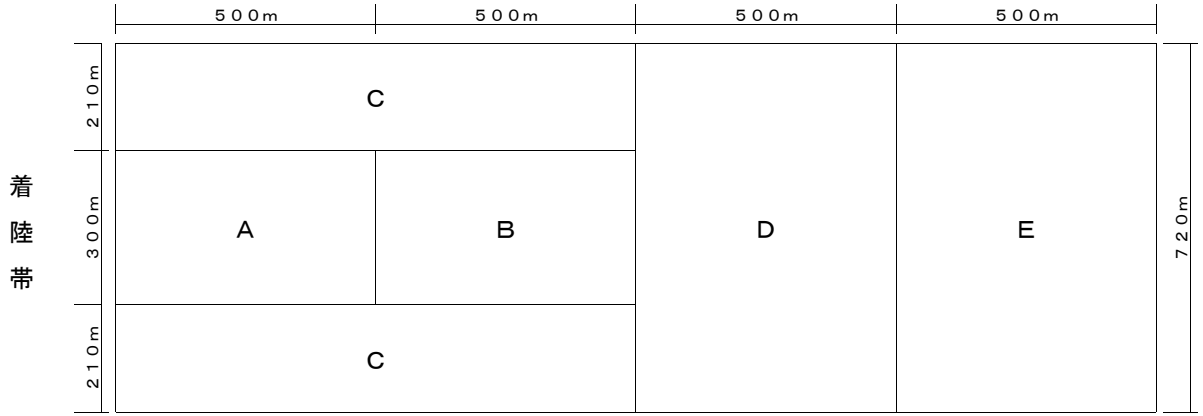

適用飛行場：百里、築城